

4-3 マレーシア（サラワク州）

4-3-1 概要

サラワク州は、ボルネオ島の北西部から北中部に位置する。サラワク州の総面積は1,240万haで、2018年に撮影された衛星画像によると、州の陸地の約72%にあたる897万haが森林植生に覆われている¹。森林は主に丘陵林（hill forest）、湿地林（swamp forest）、マングローブ（mangrove）に大別される。

サラワク州の森林植生は、完全保護地域（Totally Protected Areas）、永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）の4つの土地利用ゾーニングカテゴリの中に存在する（表4-3.1、図4-3.1）。2015年から2018年の間、完全保護地域の面積は49万haから80万haへと65%増加し、永久森林区は432万haから421万haへと2.6%減少した。

土地利用ゾーニングカテゴリ別の森林面積は完全保護地域74万ha（8%）、永久森林区398万ha（44%）、州有地325万ha（36%）、譲渡地100万ha（11%）であり（表4-3.2）、永久森林区とともに州有地内の森林面積が広く、また木材の主要な供給源となっている。

表 4-3.1 サラワク州の森林植生が存在する土地カテゴリ

完全保護地域（Totally Protected Areas: TPA）	<ul style="list-style-type: none">● 国立公園（National Parks）、野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）、自然保護区（Nature Reserves）で構成● 生物多様性の保護のために指定されており、これらの森林からの木材生産は禁止されている。
永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none">● 保護林（Protected Forests）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成● 木材生産のために指定されている。
州有地（Stateland）	<ul style="list-style-type: none">● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none">● 開発のために民間に譲渡された土地

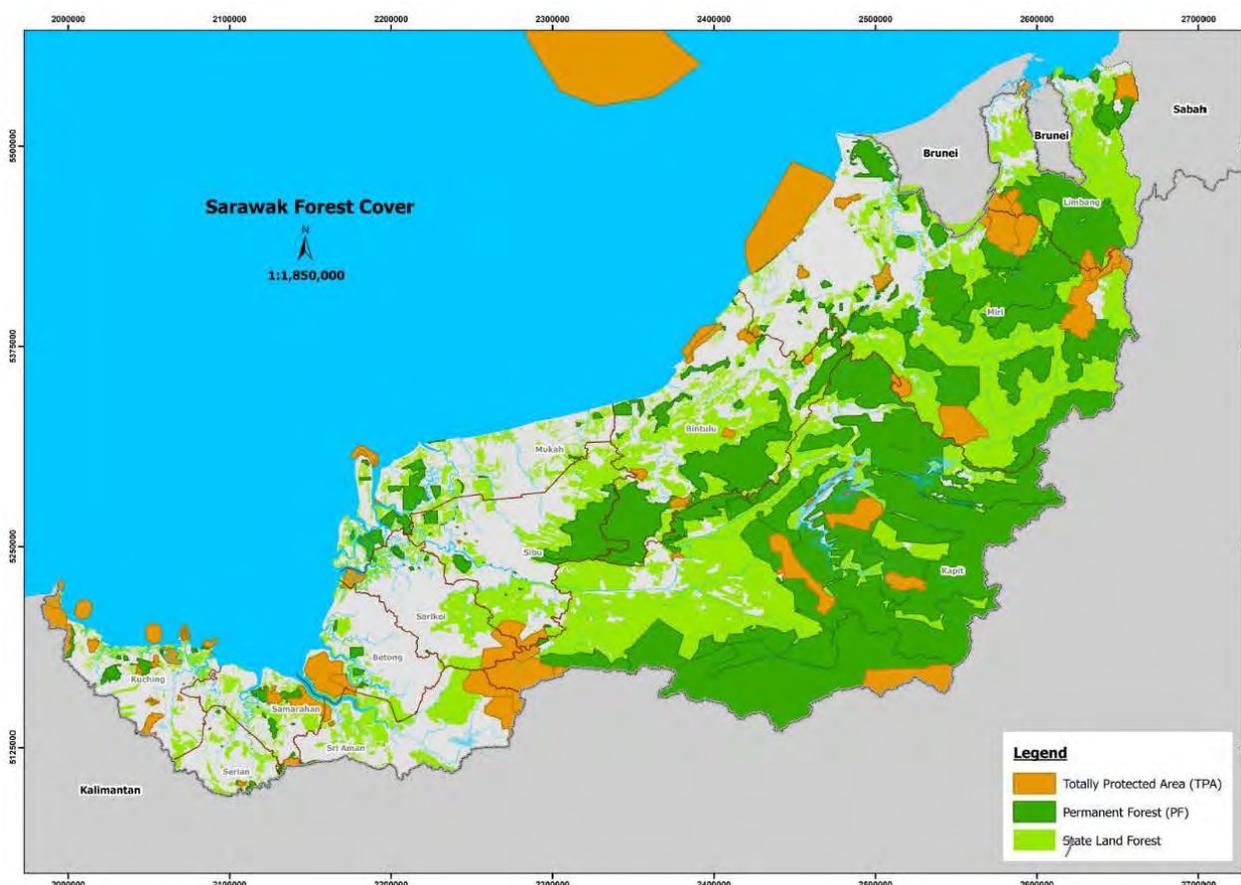
1 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-461-1170-FACTS-FIGURES.html>

表 4-3.2 土地利用ゾーニングカテゴリー別面積 (ha)

土地利用	森林				非森林 Non-forest	合計
	丘陵林 Hill	湿地林 Swamp	マングローブ Mangrove	合計		
完全保護地域	641,955	86,182	12,950	741,087	61,955	803,042
永久森林区	3,913,820	55,139	11,084	3,980,043	229,010	4,209,053
州有地	3,017,845	185,450	47,552	3,250,847	1,364,574	4,615,421
譲渡地	887,417	104,196	7,151	998,764	1,755,399	2,754,163
合計	7,573,620	326,771	78,737	8,970,741	3,410,928	12,381,679

出典：2018年サラワク森林局年次報告書

図 4-3.1 サラワク州の土地カテゴリー地図



オレンジ：完全保護地域 (TPA)、緑：永久森林区 (PFE)、薄緑：州有地、灰色：譲渡地
出典：サラワク森林局

サラワク州では、天然林からの木材生産を補うために、人工林の重要性が高まっている。これにより、地元の製材所や輸出市場への木材供給の持続性が確保される。植林に適した種としては、*Acacia mangium*、*Paraserianthes falcataria*、*Eucalyptus* spp.などの成長の早い種や、ゴム、*Neolamarckia cadamba*、*Dipterocarp* spp.などの固有種が挙げられる。植林面積は 1985 年には

1,770 ha と小さかったが、1996年に州森林法が改正され、人工林ライセンス (Licence for Planted Forest: LPF) の発行が可能になり、天然林資源の枯渇とともに拡大が堅調になってきた。2018年時点の人工林総面積は60万 ha に達している。

4-3-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

4-3-2-1 関連政府機関

サラワク州の森林管理および林業に係る政府機関は自然資源と都市開発省 (Ministry of Natural Resources and Urban Development) のサラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS) である (表 4-3.3)。一方、木材流通・貿易の管理についてはサラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation: STIDC または PUSAKA) が責任を担っている。その一部業務は STIDC の子会社のハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd) によって行われている。

なお H28 年度報告書²にあるように、従来はサラワク林業公社 (Sarawak Forestry Corporation: SFC) も森林管理について責任を担っていた。しかし 2019年にそれらの権限はサラワク森林局に移管された (2020年1月2日から施行)。サラワク林業公社は現在、国立公園や自然保護区などの完全保護地域 (TPE) の管理と野生生物保護のみを所管している。

² 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書
<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

表 4-3.3 森林管理、伐採、流通、貿易に係る政府機関

名称	所管業務
サラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS)	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林資源、永久森林区 (PEF) の管理、法執行
サラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation, STIDC または PUSAKA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材の流通、貿易の管理 ● 輸出ライセンス (K2) を発行 ● 自社のコンセッションも持つ
ハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd)	<ul style="list-style-type: none"> ● サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の子会社 ● STIDC の業務の一部 (丸太の流通のモニタリング) を担う
自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB)	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然林の 2 回目以降の伐採 (re-entry logging) の際に求められる環境影響アセスメント (EIA) を所管
マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通関措置を所管

4-3-2-2 法的枠組

4-3-2-2-1 政策

2018 年、サラワク州政府は、7 つの政策を公表した³。これらの政策は、「サラワク木材産業の改革と変革」、「森林管理認証」、「人工林」、「下流の木材産業と付加価値製品のための原材料」、「ゴムの木の抽出」である。

サラワク木材産業の改革と変革に関する政策では、2030 年までに サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の手元資金を 1 億リンギットから 7 億リンギットに増資することで、STIDC の財務基盤を確保することに重点が置かれている。

森林管理認証政策では、2022 年までに全ての森林木材ライセンス (FTL) 保持事業者に森林認証の取得を求め、450 万 ha の森林が認証取得されることを目標としている (進捗状況の詳細は 4-3-3 節参照)。

人工林政策は、人工林ライセンス (LPF) の発行による木材プランテーションの開発を奨励している。政府は、LPF 保有者が協力するためのワーキンググループの形成をすすめており、このグループには、以下の企業が含まれている。

- Ta Ann Holdings Berhad
- RH Forest Corporation Sdn Bhd
- Polima Forest Bintulu Sdn Bhd
- Billion Venture Sdn Bhd
- Shin Yang Forestry Sdn Bhd

³ <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

- Limba Jaya Timber Sdn Bhd
- Bigwood Sdn Bhd
- Immense Fleet Sdn Bhd
- Subur Tiasa Forestry Sdn Bhd
- Tanjong Manis Resources Sdn Bhd
- Samling Reforestation (Bintulu) Sdn Bhd
- Daiken Sarawak Sdn Bhd
- Sarawak Planted Forest Sdn Bhd

2019年サラワク林業政策 Sarawak Forestry Policy 2019

2019年12月12日に新しいサラワク林業政策がサラワク州内閣によって承認された。この文書は英語でオンライン公開されている⁴。この文書は、従来の「1954年森林方針 (Statement of Forest Policy 1954)」に代わるもので、57ページあり、13の政策目標と12の政策推進項目が含まれている。全体的なビジョンは「持続可能な森林管理」で、政策方針は以下のとおりである。

1. サラワクの現在および将来の世代のために、十分な森林面積と海洋生態系を提供
 - i. 国の健全な環境と気候を確保する。土壌の肥沃度を守る。家庭用・工業用・灌漑用・一般農業用の水を継続的に供給。河川や農地の洪水・浸食による被害を防ぐ。
 - ii. 経済、農業、内水面漁業、国内およびその他の産業の利益のために、すべての森林資源を永続的に供給。
 - iii. 経済、漁業、国内、林業関連産業のために、海洋生態系を維持・保全。
2. 持続可能な森林経営(SFM)の原則に基づき、経済、社会、環境に利益をもたらす永久森林区(PFE)の経営
3. 国有地および疎外された土地内の森林地域の良好な管理に重点を置く
4. 国内市場と輸出市場のニーズに合わせた森林資源の持続的生産

この文書では、州の総面積1,240万haのうち、600万haを永久森林区(PFE)とし、100万haを完全保護地域(TPA)とすることが言及されている。これにより、森林面積が州の土地面積の56.45%に維持されることになる。

輸出クォーター制度

サラワク州では森林木材ライセンス (FTL) 保持者／伐採事業者に対し、天然林から生産した丸太について、生産量のうちの一定の割合 (クォーター、quota) 以上を国内加工業者に提供することが求められている。この制度は1988年に導入され、当初求められていた国内向け割合は1割であったが、徐々に高められ、2018年までに輸出向け割合が2割 (国内向けが8割) となった⁵。なお近年、申請すれば4割まで輸出できるように緩和された。

4 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1105-SARAWAK-FOREST-POLICY-2019.html>

5 <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>

新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 Post Covid-19 Development Strategy (PCDS) 2030

サラワク首相は 2021 年 7 月に「新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 (PCDS 2030)」を発表した。それによれば 390-450 万 ha の天然林および 17.8 万 ha の人工林が森林認証を受けることが目標として掲げられている。

森林景観回復プログラム 2022-2025 (Forest Landscape Restoration Programme 2022-2025)

サラワク州政府は 2021 年に、劣化した森林地域を回復させるための「森林景観回復プログラム 2022-2025」を開始し、6,200 万リングットが割り当てられた⁶。

4-3-2-2-2 法制度

2017 年度以降、以下のようにいくつかの法令等の制定または修正が行われた。

- 2017 年森林 (苗床) 規則 Forests (Nursery) Rules 2017⁷

人工林のための苗を生産するための苗床の設置に関し、苗床で使用する種子の種類と供給元に関する規制。

- 2018 年森林 (第 1 表の修正) 通達 The Forests (Amendment to the First Schedule) Notification 2018

2015 年森林法 (Forests Ordinance) ⁸の第 1 表を改正し、現地加工用の人工林丸太のロイヤルティーを 5 リングット/立米に、輸出用の人工林丸太のロイヤルティーを 10 リングット/立米とした。

- 2018 年森林 (第 2 表の修正) 規則 The Forests (Amendment to the Second Schedule) Rules 2018⁹

2015 年森林 (訓練された作業員) 規則 (Forests (Trained Workmen) Rules 2015) を改正。木の伐倒、丸太の搬出、丸太の積載、皆伐サイト準備、重機による植林サイト準備における検査員の資格を規定した。

- 2019 年権限と職務の委譲通知 Delegation of Powers and Duties Notification 2019

2019 年 1 月 2 日から、製材工場に関する事項の権限と職務を、森林局長からサラワク木材産業開発公社 (STIDC) のゼネラルマネージャーに委譲することを通知した。

4-3-2-3 法規制の実施

4-3-2-3-1 森林の権利

前述のサラワク州内の森林が存在する 4 つの土地利用ゾーニングカテゴリーのうち、伐採が可能な森林は、永久森林区の一部と州有地、譲渡地内の森林である (表 4-3.4)。

6 <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

7 https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=132

8 https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Ordinance/ORD_Cap.%2071%20Forest%20LawNet.pdf

9 https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Subsidiary/SUB_Issue%20No.%2046_L.N.%20156.pdf

州有地の一部は地域住民の先住民慣習権（Native Customary Rights: NCR）が認められた土地である。1958年サラワク土地法（Sarawak Land Code）では、1958年1月1日以前に先住民の伝統的耕作地であった地域をNCRと認定している。1976年の航空調査によると、サラワク州面積の約26%がこの形態で耕作されていた。2020年、サラワク州政府はNCR新イニシアティブ調査プログラム（NCR New Initiative Survey Program）を実施し、サラワク土地法を改正して先住民領土（Native Territorial Domain）に対する用益権（usufructuary rights）を認めることになった。NCR調査プログラムの下、NCRの土地の境界は測量され、個々のサイトは公示されつつある。

しかしながらプラウ（pulau）と呼ばれる、地域住民が非木材森林産物の採取などに利用していた残存林（商業樹種が多い原生林も含む）の大部分は、地域住民によってNCRと認識されていても、NCR調査や権利の承認の対象外となっている。また1958年以降、新規に伝統耕作が行われた場所、村（ロングハウス）が移転してきた場所も少なくないが、これらも地域住民にとってはNCRと認識されていても、用益権の承認の対象外となっている。伐採事業者の中には、地域住民との話し合いの結果、これらの森林の伐採を避けたり、補償金を支払ったりしている事業者も存在する。

一方、永久森林区（PFE）または完全保護地域（TPA）の中にはNCRは存在せず、ある場所の土地利用ゾーニングカテゴリーが州有地から永久森林区または完全保護地域に変更された場合、NCRは消滅すると見做される。

表 4-3.4 土地利用ゾーニングカテゴリー別の森林

永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護林（Protected Forests, and）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成 ● 木材生産のために指定されている。 ● 2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。
州有地内の森林（Stateland Forests）	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。 ● 1958年土地法（Sarawak Land Code）に基づいて管理される。ただし州有地内の森林伐採ライセンス（FTL）エリアは2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。 ● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発のために民間に譲渡された土地 ● 森林を農地に転換する際に伐採する木材を販売する場合は森林伐採ライセンス（FTL）が必要だが、販売を行わない場合は必要ない。

4-3-2-3-2 伐採許可

サラワク州では、永久森林区（PEF）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）を問わず、天然林の伐採は森林伐採ライセンス（Forest Timber Licence: FTL）、人工林の伐採は人工林ライセンス（Licence for Planted Forest: LPF）に基づいて行われる。

FTL はいくつかのタイプがあるが、長期のものは 5-10 年のコンセッションとして与えられる。森林認証を取得した場合には最長 60 年まで権利を維持できるインセンティブが与えている。LPF 事業地については、1997 年森林（人工林）規則（Forests (Planted Forests) Rules 1997）により、州有地（Stateland）のみならず永久森林区（PFE）の中であっても、25 年 1 サイクルの間、ライセンス面積の 20% までアブラヤシを植えることが認められている。この結果事業地内で森林の転換が生じている。

4-3-2-3-3 サラワク木材合法性保証システム（STLVS）

STLVS の内容とプロセス

サラワク木材合法性保証システム（Sarawak Timber Legality Verification System: STLVS）は以下の範囲の合法性を確保するシステムである。H28 年度報告書ではその詳細について報告されている。

- 森林資源の管理
- コミュニティの認知と利益
- 環境保全
- 森林から木材製品へのトレーサビリティ

現在の STLVS は第 5 版（2021 年 9 月版）で、6 原則（Principle）18 基準（Criteria）94 指標（Indicator）からなる（表 4-3.5）。ただしその指標は 2022 年 2 月現在時点では公表されていない。

表 4-3.5 STLVS 第 5 版の構成

原則	内容	基準と指標	所管政府機関
原則 1	伐採の権利（Right to harvest）	3 基準 15 指標	サラワク森林局 （FDS）
原則 2	林内作業（Forest operations）	5 基準 38 指標	
原則 3	徴税（Statutory charges）	1 基準 3 指標	
原則 4	その他の権利（Other user's right）	1 基準 3 指標	
原則 5	工場の操業（Mill operation）	3 基準 17 指標	サラワク木材産業開発 公社（STIDC）
原則 6	貿易・関税（Trade and customs）	5 基準 18 指標	

出典：サラワク森林局

①天然林および②人工林からの木材について、伐採権の認可から輸出許可までのプロセスの中でこれらの合法性を達成するための STLVS の規制枠組みを以下に示す。

①天然林丸太

<サラワク森林局>

■許認可事務所でのプロセス

- (a) 森林伐採ライセンス (Forest Timber Licence: FTL) の申請の受理と発行
- (b) ライセンス事業者が提出してきた総合伐採計画 (General Harvesting Plan: GP) の審査と承認
- (c) 詳細伐採計画 (Detailed Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe: PEC 1-5) の発行

■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 伐採と個々の丸太につけられた丸太生産 ID タグ (Log Production Identity (LPI) tagging) の確認やモニタリング
- (f) マーキングや寸法の確認
- (g) ロイヤルティーの評価

FTL について、現在全く伐採されたことのない天然林はほとんど残っておらず、多くの FTL 事業地では再入林伐採 (re-entry logging) と呼ばれる 2 回目以降の伐採が行われている。1997 年自然資源環境 (規定活動) 修正法 (Natural Resources and Environment (Prescribed Activities) (Amendment) Order, 1997) に基づき、再入林伐採のうち、伐採面積が 500ha 以上で、過去に伐採を受けた場所または、森林法に従って森林局長が林班 (Coupe) の閉鎖を宣言した場所で行うものは、(a) の FTL の申請の前に、自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB) による環境影響アセスメント (EIA) を受けることが要求される。個々の FTL 事業者が特定の伐採サイクル (25 年が一般的) を設定していることもあるが、特定の林班に対して前回の伐採から再入林までどれぐらいの期間置かなければならないかという規則は存在せず、伐採の制限 (最小伐採可能胸高直径および年間伐採許容量 (AAC)) さえ守られていればよい¹⁰。

②人工林丸太

■許認可事務所でのプロセス

<サラワク森林局>

- (a) 人工林ライセンス (Licence for Planted Forest) の申請の受理と発行
- (b) 植林計画 (Tree Planting Plan: TPP) の審査と承認
- (c) 伐採計画 (Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班伐採許可 (Permit to harvesting Coupe) の審査と発行

■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 現地調査と伐採木の確認。伐採された植林木は小径木も含むため、天然木のように個々の木にタグがつけられるのではなく、量単位で管理される。
- (f) ロイヤルティーの評価

天然木の(c)~(g)、人工林の(c)~(f)のプロセスは、2019年以前はサラワク林業公社 (SFC) によって担われてきた (H28 年度報告書参照) が、前述のように 2020 年以降、サラワク森林局に権限が移管されている。

以下は①、②で共通するプロセス

¹⁰ これは、半島マレーシアの選択的管理システム (SMS) が 20~30 年のサイクルを基本としているのとは対照的である。半島マレーシアでは、特定の森林区画の再入林許可は、立木の伐採前インベントリー結果に基づく。

<ハーウッド・ティンバー社>

- (g) 現場検査 (Physical Inspection) と裏書譲渡証明書 (Endorsement Clearance Certificate: ECC) の発行
- (h) 検数調査 (Physical Tallying) と輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の発行

<サラワク森林局>

- (i) 移動許可証 (Removal Pass) を発行 (このプロセスも従来はサラワク林業公社が担った)

また、丸太、木材製品の輸入については以下のプロセスを経る

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 輸入事業者の登録
- (b) 輸入ライセンス (Import Licence) の発行
- (c) 輸入材の検査
- (d) 輸入材への移動許可証 (Removal Pass) の発行

この後のプロセスは、①丸太のまま輸出される場合と、②木材製品に加工された後に輸出される場合で異なる。

①丸太のまま輸出される場合

■丸太が輸出港に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (a) 現場検査 (Physical Inspection) : 送られてきた丸太の移動許可証 (Removal Pass) や輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の確認、データベースとの照合
- (b) 輸出許可証明書 (Export Clearance Certificate : ExCC) の発行

<サラワク森林局>

- (c) 確認と丸太輸出の承認
- (d) 移動許可証 (Removal Pass) の発行

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (e) 事業者からの申請を受けて輸出ライセンス (Export Licens: K2) を発行
- <マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >
- (f) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

②製品に加工されて輸出される場合

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 加工工場に対し、加工ライセンス (Mill Licence) を発行
- (b) 事業内容(輸出業、輸入業、流通業、加工業)を登録

■丸太が加工工場に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (c) 検査と承認

■工場での製品の製造後のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (d) 検査

■製品の輸出の際のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

(e) 事業内容(輸出業)を登録

(f) 輸出ライセンス (Export Licence: K2) を発行

<マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >

(g) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

STLVS の第三者監査

サラワク木材合法性保証システム (STLVS) が作られた目的の一つは、ライセンス事業者が木材の合法性を確保しているかについての第三者監査を可能にすることである。ただし第三者監査を受けることは義務ではなく市場からの需要に応じてまたは自主的に事業者が受けることになっている。

第三者監査のための規格 (Standard) とガイドラインが 2018 年にサラワク森林局によって公開された。これはサラワク州の林業および木材産業に対して、国際的な貿易規則に沿ったデューデリジェンスプロセスを提供するものである。

- Standard for Verification of Forest Management, Mill Operations, Trade & Customs STLVS Principle 1-6. 第一版：2018 年 1 月に公表
- Guidelines for Implementing Sarawak Timber Legality Verification System Audit, 2018：2018 年 4 月に公表

STLVS の第三者認証を受けた森林木材ライセンス (FTL) コンセッションからの丸太は、貯木場でロイヤルティーの支払い、マーキングを行って以降は、そうでないものと分別管理を行わなければならない。

STLVS の第三者監査機関はマレーシア国内に拠点を置く 2 つの認証機関が登録されている。

- Global Forestry Service (GFS) Sdn Bhd
- SIRIM QAS International Sdn Bhd

それぞれの監査機関は監査結果に基づいて遵守証明書 (付属資料 1、2) を発行し、サラワク森林局とサラワク木材産業開発公社 (STIDC) はそれに基づいて認証 (付属資料 3、5) を発行する。2022 年時点で、STLVS の基準 1~4 についての第三者認証を受けた天然林コンセッションライセンス事業者は 8 社合計 89 万 ha である (表 4-3.6)。また STLVS の基準 5~6 についての第三者認証を受けた木材加工事業者は 14 社で、その内訳は製材 2、合板製造 9、単板製造 1 である (表 4-3.7)。

表 4 - 3.6 STLVS の第三者認証を取得した森林木材ライセンス (FTL) 所持者/天然林コンセッションライセンス事業者表

**List of Certified Company under STLVS Principle 1-4
Year 2020-2022**

No	Company	FTL #	Area Ha	Statement of Compliance (Auditor)
1	Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd.	T/0411	68,365	GFS 084 LVS(1/4/2020-31/3/2021-2nd surveillance audit)
2	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0404	132,333	GFS 087 LVS (1/10/2020-30/9/2021 1st surveillance audit)
3	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0405	158,661	GFS 086 LVS (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Samling Plywood Miri Sdn Bhd	T/0413	142,790	SIRIM – STLVS 0002 (23/7/2020 – 22/7/2021)
5	Shin Yang Industries (Bintulu) Sdn. Bhd.	T/3342	219,380	GFS 073 LVS (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
6	Sara Tourism & Leisure Sdn Bhd (408289-X) Shin Yang Sdn Bhd	T/9155	59,790	GFS 159 LVS(1/1/2021-31/12/2021-1st surveillance audit)
7	Shin Yang Trading Sdn. Bhd.	T/3228	72,710	GFS 058 LVS (20/1/2021-19/1/2022 -2nd surveillance audit)
8	Suasana Pertiwi Sdn Bhd	T/3670	35,379	GFS 088 LVS (1/01/2022-31/12/2022-2nd surveillance audit)
		TOTAL	894,923	

出典：サラワク森林局

表 4 - 3.7 STLVS の第三者認証を取得した木材加工事業者

**List of Certified Company under STLVS Principle 5-6
Year 2020-2022**

No.	Company	Mill Type	Statement of Compliance (Auditor)
1	Cairnfield Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 184 WTP (1/9/2020-31/8/2021-4th surveillance audit)
2	Forescom Plywood Sdn Bhd	Plywood	GFS 077 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
3	Linshanhao Plywood (Sarawak) Sdn Bhd	Plywood	GFS 181 WTP (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Menawan Wood Sdn Bhd	Plywood	GFS 187 WTP (15/7/2020-14/7/2021-2nd surveillance audit)
5	Muliamas Resources Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 077 WTP (16/11/2020-15/11/2024-New)
6	Samling Plywood (Miri) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 074 WTP (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
7	Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 078 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
8	Shin Yang Plywood Sdn. Bhd./Shin Yang Laminated Board Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 075 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
9	Shin Yang Wood System Sdn. Bhd.	Veneer	GFS 163 WTP(1/2 2021-31/1/2022-2nd surveillance audit)
10	Subur Tiasa Particleboard Sdn. Bhd.	Particleboard	GFS 183 WTP(1/12/2020-30/11/2021-2nd surveillance audit)
11	Ta Ann Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 040 WTP(18/5/2020-17/5/2021-3rd surveillance audit)
12	Zedtee Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 076 WTP (1/4/2020-31/3/2021- 3rd surveillance audit)
13	Lik Shen Sawmill Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 041 WTP (1/12/2021-30/1/2022)

出典：サラワク森林局

4-3-2-3-4 その他の政府のシステム

サラワク丸太追跡・森林徴税システム Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System (REVLOG)

サラワク森林局は 2016 年に天然木の丸太を対象とするサラワク丸太追跡・森林徴税システム (Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System: REVLOG version 1.0) を導入した。これは従来の丸太追跡システム (Log Tracking System: LOTS)、森林ライセンスシステム (Forest Licensing System: FLS)、ロイヤリティ請求システム (Royalty Billing System: RBS) の 3 つを統合したもので、スマートフォン (Android または iPhone) 上でも使用可能なアプリケーションである。REVLOG と州金融予算会計統合システム (State Integrate Finance, Budgeting, Accounting System: SIFBAS、現在は version 2) によって税の請求書の発行が行える。REVLOG は Sarawak Information System 社によって開発され、サラワク木材産業開発公社 (STIDC) とその子会社のハーウッド・ティンバー社、州首相府の国家安全保障執行ユニット (UKPN)¹¹ もアクセス権限を持つ。

REVLOG のマニュアル¹²によれば、丸太生産 ID タグの照会 (Log Production Identity: LPI Enquiry) モード、移動許可証の照会 (Transit Removal Pass Enquiry) モード、丸太の照会 (Log Enquiry) モードがあり、サプライチェーン上で入力された以下のようなデータが確認できるシステムになっている。このアプリを用いれば検査官が現場で丸太の検査を行う際に、川上で入力されたデータと容易に照合できることが理解できる。

- 伐採されたコンセッションの ID、森林伐採ライセンス (FTL) 所有事業者名
- 林班番号、ブロック
- 林班立入許可証 (PEC) の ID
- 丸太生産 ID (Log Production Identity: LPI)
- 伐採日
- 丸太の ID
- 丸太のサイズ
- 樹種
- 移動許可証 (Transit Removal Pass) の ID ※
- 輸送事業者名 ※
- 輸送元、輸送先／輸出先 ※
- 検査官の検査を受けたポイント名
- 現在の状態 (移動中／到着等)

※国内の移動、海外への輸出の場合等のように、一つの丸太が複数の移動許可 (Transit Removal Pass) を持つ場合はそれぞれの Removal Pass ごとの情報が全て入る。

2020 年には第二世代の REVLOG version 2.0 が導入された。REVLOG v2 はサラワク州財務省 (Jabatan Perbendaharaan Negeri Sarawak または State Treasury) の請求システムと接続され、

¹¹ 2002 年に国家治安部隊 (Unit Keselamatan Negeri: UKN) として設立され、2017 年に国家安全保障執行ユニット (UKPN) として再編された。< <https://jkm.sarawak.gov.my/UKPN> >

¹² https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=146

デジタルによる請求書の発行を可能にした。さらにオフラインモード携帯版も導入し、携帯電話電波接続圏外での使用も可能にした。

REVLOG によって入力されたデータは一般公開されていないが、サラワク森林局へのヒアリング（2022 年 2 月）によれば、サラワクからの木材輸入事業者が、購入先の木材加工事業者がどこから原料の丸太を調達しているか確認したい場合、サラワク森林局にメールで問い合わせれば情報を提供できるということであった。

事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System (EFIMS)

サラワク森林局は森林管理のため、事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System: EFIMS) という GIS システムを 2020 年に導入した。EFIMS ではサラワク州内の土地利用図データ、コンセッション境界データ、林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) データ、リモートセンシングデータなどが重ね合わせられており、森林局による各事業者の伐採活動のモニタリング等に用いられている。

継続的モニタリング監査 Continuous Monitoring Surveillance (COMOS)

サラワク森林局は、2019 年に、継続的モニタリング監査 (Continuous Monitoring Surveillance: COMOS) を導入した。これは衛星画像やドローンなどを使って違法伐採活動の取り締まりを行う。その拠点はクチン及びミリに所在する。

なお違法伐採活動の取り締まり自体はそれ以前より実施されており、2014 年には有人ヘリコプターも導入されていた。

4-3-3 森林認証

前述のようにサラワク州政府は、すべての長期森林木材ライセンス保持者に 2022 年までに国際的に認められた森林認証を取得することを求めている。森林認証の種類としては PEFC と相互承認を受けている MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) 認証、FSC 認証、または森林局長の承認を受けた他の森林管理スキームとなっている。

MTCS では、認証を受ける森林は、森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) または FPMU (Forest Plantation Management Unit: FPMU) を形成し、それぞれ森林管理計画 (Forest Management Plan: FMP) を持つことが要求される。FMP は第三者監査を受ける。

現在サラワク州内には 11 の天然林の森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) と 6 つの人工林管理区 (Forest Plantation Management Unit: FPMU) がマレーシア木材認証審議会: Malaysian Timber Certification Council: MTCC) の MTCS 認証を取得している (表 4-3.8、表 4-3.9)。MTCS 認証は PEFC と相互認証を受けている。サラワク州には FSC 認証林は存在しない。

2018 年 2 月 5~6 日、サラワク木材協会 (STA) とマレーシア木材認証協議会 (MTCC) は共同で、サラワク州で森林管理認証を実施するためのギャップと機会を確認するためのワークショップ

プを開催した。このワークショップで明らかになった主なギャップは、(i)森林管理認証（FMC）規格の要件を満たすための専門知識と能力の不足、(ii)森林管理区（FMU）内の土地や資源の利用に関する先住民の慣習的権利についての異なる利害関係者による矛盾した解釈、(iii)異なる機関が策定したガイドラインで同様の側面をカバーする要件が異なっていること、であった。

FSC 認証に関しては、サラワクには 7 事業者が CoC 認証を受けているが、うち 1 事業者の認証はすでに終了している¹³。

表 4-3.8 サラワク州の PEFC&MTCS 認証林

森林管理証明書	数	認証面積 (ha)
天然林の森林管理区：FMU	11	1,006,325
人工林管理区：FPMU	6	94,966
合計	18	1,101,291

出典： <https://mtcc.com.my/certified-forests/> (2022 年 3 月 1 日アクセス) および Forest Stewardship Council Malaysia

表 4-3.9 PEFC&MTCS 認証を受けた天然林の森林管理区

伐採ライセンス ID	FMU	事業者グループ名	面積 (ha)
T/4317	Anap-Muput	Shin Yang	83,5352
T/0294	Ravenscourt	Samling	117,941
T/3491	Kapit	Ta Ann	149,756
T/3228	Linau	Shin Yang	72,685
T/0280 & T/9115	Ulu Trusan	Samling	92,751
T/0560	Raplex	Ta Ann	63,993
T/3433	Melatai Para	STIDC	49,524
T/3135	Pasin	Ta Ann	132,151
T/0413	Gerenai	Samling	148,305
T/3400	Gaat-Mengiong	STIDC	66,190
T/3476	Entulu-Melatai	Interglobal Empire	55,112
T/3342	Danum	Shin Yang	200,383
T/3361	Mujong-Melinau	Subur Tiasa Holding	41,696

出典： <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1242-Forest-Management-Certification.html> (2020 年 5 月 1 日時点)

¹³ <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

4-3-4 リスク情報

4-3-4-1 概要

サラワク州では、政府による違法伐採の取り締まりが何度か行われている。2015年、マレーシア汚職防止委員会はコードネーム「Ops Gergaji」作戦を開始し、375社の銀行口座を凍結し、500本以上の丸太を押収した¹⁴。また同年、サラワク州森林局は15,655本の違法に伐採された丸太を押収した。サラワク森林局は2022年にも一連の取り締まりを開始し、1月には50本の丸太¹⁵、2月にも717本の丸太を押収した¹⁶。

また社会的企業である NEPCon（現在の Preferred by Nature）は、サラワク州産材の合法性に関するリスク評価報告書を2017年11月に公表している¹⁷。その報告書では以下のようなリスクが指摘されている。

- 伐採許可証の取得に汚職が影響
- 土地保有に関連する先住民の慣習的権利の侵害
- 地元の先住民コミュニティからの自由な事前・情報提供による同意（FPIC）が得られていない
- 伐採計画の要件が守られず
- 不正なワシントン条約許可証の使用

4-3-4-2 先住民族の権利

サラワク州ミリ省の Ulu Baram 地域では1980年代より伐採反対運動が盛んであるが、現在でも地域住民によって伐採の影響が訴えられている FTL コンセSSION が複数存在する。2021年には、Long Ajeng と Long Pakan の先住民コミュニティが、自分たちの生活領域で伐採を行っている FTL コンセSSION 内の伐採道路の封鎖を行った¹⁸。また別の FTL コンセSSION でも、PEFC & MTCS コンセSSION であるにも関わらず、Long Moh、Long Tungan、Tanjung Tepalit といった地域先住民コミュニティのグループから伐採の中止を求められている¹⁹。

4-3-4-3 労働者の権利

サラワク州では木材産業に従事する労働者の権利、特に組合結成の権利が侵害されているという主張も存在する。2019年、サラワク木材産業従業員組合（Timber Industry Employees Union of Sarawak: TIEUS）は、Shin Yang グループが、労働者の利益を代表するための組合結成に関する無記名投票に参加しないよう従業員に指示したと告発した²⁰。

14 <https://cleanmalaysia.com/2015/09/12/sarawak-raids-240-companies-linked-to-illegal-logging-in-malaysia/>

15 <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2022/01/30/gof-arrests-two-malaysians-for-alleged-involvement-in-illegal-logging-activ/2038509>

16 <https://www.nst.com.my/news/crime-courts/2022/02/768013/sarawak-cracks-down-illegal-logging>

17 <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

18 Donald, R. (2021). 'Malaysia's Indigenous Penan block roads to stop logging in Borneo'. Mongabay, 14 October. <<https://news.mongabay.com/2021/10/malaysias-indigenous-penan-block-roads-to-stop-logging-in-borneo/>>.

19 Stephen Then (2021). Baram community launches anti-logging campaign in forests of northern Sarawak. The Vibes (Malaysia), 22 December. <<https://www.thevibes.com/articles/news/50290>>.

20 <https://www.borneotoday.net/embattled-sarawak-timber-company-violates-workers-rights/>

4-3-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

4-3-5-1 国内生産

4-3-5-1-1 丸太生産

サラワク州の丸太生産量は2016年から2020年の期間に871万m³から410万m³と半減した(表4-3.10)。特に天然林からの丸太の総生産量は2016年の741万m³から2020年の242万m³と67%減少した。天然林のうち丘陵林丸太の生産量は、2016年の7,240,854m³から2020年の2,331,878m³に減少、湿地林丸太の生産量も、2016年の172,879m³から2020年の85,222m³に減少した。天然林における森林伐採ライセンス(FTL)所持事業者は2015年に440事業者あったのが、2019年には169事業者と削減されており²¹、生産量の減少に反映されたと考えられる。

一方、人工林丸太の生産量は、2016年の1,304,234m³から2020年の1,679,246m³へと増加した。2020年には、サラワクで生産された丸太のうち、人工林からの丸太が41%を占めた。

表 4-3.10 丸太の生産量(m³)

年	天然林			人工林丸太	合計
	丘陵林丸太	湿地林丸太	合計		
2016	7,240,854	172,879	7,413,733	1,304,234	8,717,760
2017	5,351,745	137,879	5,489,624	1,635,022	7,142,646
2018	4,624,688	72,033	4,696,721	1,723,674	6,420,395
2019	4,014,214	60,039	4,074,253	1,664,305	5,738,558
2020	2,331,878	85,222	2,417,100	1,679,246	4,096,346

出典：<https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-287-1264-Total-Log-Production-And-Forest-Revenue-2020-2021-Jan.html>

²¹ <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>

4-3-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年の期間、製材品の生産量も減少した（表4-3.11）。2016年には675,531m³が生産されたのに対し、2020年には341,290m³と49%も減少した。合板の生産量も、2016年には1,818,148m³の合板が生産されていたが、2020年には1,109,291m³に減少し、39%の減少となった。単板の生産量は、2016年～2018年は約330,000m³で安定していたが、2020年には198,516m³まで減少した。モールディングの生産量は、2016年～2020年の期間数千立米程度であった。

表 4-3.11 木材製品生産量(m³)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	675,531	623,864	506,754	466,483	341,290
合板	1,818,148	1,698,912	1,588,560	1,360,566	1,109,291
単板	339,549	339,686	335,061	319,661	198,516
モールディング	3,209	4,560	9,296	12,094	7,365

出典：サラワク森林局およびサラワク木材産業開発公社（STIDC）

4-3-5-2 木材貿易

4-3-5-2-1 輸入

2016年～2020年の期間、サラワク州の主な輸入木材・木材製品は丸太、単板、合板であった（表4-3.12）。このうち丸太と単板は合板などに加工され、日本などへ再輸出されているものもある²²。

丸太の輸入量は2016年と2017年は、それぞれ442m³と423m³のみであったが、2018年には244,717m³に上昇し、2020年は299,056m³であった。これは国内の天然林からの丸太生産量の12%に相当する。合板も2016年、2017年には輸入がなかったが、2018年には19,804 m³ 輸入された。その後減少傾向にある。単板の輸入量は2016-2019年の期間、年間10万 m³ 以上であった。2020年は75,954m³まで減少した。製材品およびモーディングの輸入量は少なかった。

²² 例えばサラワク州中部のT社の合板工場では、州内の自社プランテーションで生産した植林木丸太からの単板を心材とし、州内の自社FMU（MTCS/PEFC認証林）で生産した天然木丸太からの単板およびオーストラリアのタスマニア州から輸入した単板をフェース・バックとする合板を製造し、日本へ輸出していた（2019年現地調査でのヒアリング）。

表 4 - 3.12 主要な木材・木材製品の輸入量(m³)と金額 (RM'000)

種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
丸太	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054
製材品	764	920	534	601	510	1,228	2,216	2696	737	1,069
合板	-	-	-	-	19,804	28,293	16,741	25,147	10,579	16,319
単板	111,810	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539
モールディング	19	84	5,228	3,348	38	81	7	22	44	76

出典：サラワク木材産業開発公社 (STIDC)

丸太

丸太の主な輸入先はオーストラリア（2020年は総輸入量の76%）と、パプアニューギニア（24%）であった（表4-3.13）。南米のスリナムからも2018年には1万m³以上輸入していたが、その後減少した。これらの国ではサラワクの事業者が進出して商業伐採が行われていることが知られている。2020年には日本からも115m³輸入されていた。

表 4 - 3.13 丸太の輸入量(m³)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
オーストラリア	387	505	423	529	209,411	116,859	154,084	79,897	227,692	96,236
パプアニューギニア	-	-	-	-	20,001	13,680	822	477	70,601	29,429
スリナム	-	-	-	-	14,362	11,292	4,428	3,918	544	281
ベルギー	-	-	-	-	59	35	-	-	-	-
チリ	-	-	-	-	143	77	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	115	73
ニュージーランド	55	74	-	-	227	88	-	-	104	34
ウルグアイ	-	-	-	-	515	372	1,131	861	-	-
総輸入量	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054

出典：サラワク木材産業開発公社（STIDC）

単板

単板の主要な輸入先はブラジル（2020年は総輸入量の48%）と、オーストラリア（35%）であった（表4-3.14）。ニュージーランドからも2017-2018年には1万m³以上輸入していたが、その後減少した。

表 4 - 3.14 単板の輸入量(m³)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
ブラジル	25,448	29,207	34,215	38,439	83,889	95,109	67,291	78,121	36,570	37,
オーストラリア	65,794	97,113	93,310	143,325	72,169	105,100	52,587	73,650	26,742	34,266
ニュージーランド	9,301	7,033	17,960	15,021	14,162	13,443	4,725	4,047	3,143	2,233
ガボン	-	-	-	-	275	756	2,217	5,867	3,056	7,028
ロシア	3,864	2,772	3,252	2,366	2,686	2,012	3,807	3,010	1,978	2,020
中国	4,817	5,275	770	1,594	5,270	11,475	1,921	4,201	1,916	6,823
ベトナム	2,502	1,904	10,998	9,222	9,177	7,360	313	262	1,667	1,381
台湾	-	-	-	-	-	-	139	209	563	1,143
赤道ギニア	-	-	-	-	77	220	458	1,005	250	524
カメルーン	-	-	-	-	43	38	40	35	42	59
総輸入量	111,80	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539

出典：Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

2020年輸入量上位10ヶ国のみを示す

4-3-5-2-2 輸出

サラワク州の木材・木材製品の輸出のうち、最も重要なものは合板であり、2020年の輸出総額374万リンギットの52%を占め、丸太（13%）、製材品（12%）が続いた（表4-3.15）。

サラワク州の丸太や各種木材製品の輸出量は、2016年から2020年にかけて全般的に減少した。丸太の輸出量は、2016年の2,455,790m³から2020年には925,162m³と62%も減少した。また、製材品の輸出量も2016年の522,088m³から2020年の258,090m³まで、51%減少した（表3.6.2.2 & 表3.6.2.3）。合板の輸出量も2016年の1,706,701 m³から2020年の1,037,090 m³へ、単板の輸出量も2016年の104,405 m³から2020年の34,912 m³に減少した。

表 4-3.15 サラワク州からの木材および木材製品の輸出量（木質チップはトン、それ以外は m³）および金額（FOB 価格、RM'000）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
丸太	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845
製材	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,687
合板	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,090	1,964,658
単板	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630
ラミネートボード/フ ローリング	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,038
モールディング	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,569	10,894
ダウエル	388	1,720	280	1,096	141	535	95	401	-	-
繊維板	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,184	306,361
ブロックボード	2,240	2,672	3,067	4,083	2,355	3,095	1,325	1,738	-	-
パーティクルボード	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115
その他	84,793	100,855	111,054	144,588	176,001	201,802	161,636	200,485	36,542	46,185
木質チップ	202,955	77,072	182,840	72,074	317,215	138,025	353,174	174,059	456,438	234,202
合計 (RM)		5,945,801		6,141,826		5,441,401		4,524,856		3,742,528

注：その他の木材製品：ブリケット、家具及び家具部品、木製フェンス、コアプラグ、化粧梁、木製門扉、集成材、化粧柱、木質ペレット、ドア及びドアフレーム、LVL、フィンガージョイント、鉄道用枕木

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

丸太

サラワクからの丸太輸出はインドとインドネシアが主な輸出先となっている（表 4-3.16）。2020 年の総輸出量 93 万 m³のうち、インド向けが 43%、インドネシア向けが 45%を占めた。ただし FOB 価格ではインド向けが 77%、インドネシア向けが 20%であった。インドネシア向け丸太の輸出量あたりの FOB 価格はインドを含めた他国向け丸太に比べ 1/3 程度の価格であり、紙パルプ用材丸太の輸出が多いためと考えられる。日本はかつてサラワクからの最大の丸太輸出先であったが、2020 年時点では全輸出量の 3%を占めるに過ぎない。前述のように丸太輸出量は 2016 年から 2020 年に間に大きく減少したが、特にインド向けは 66%減少し、インドネシア向けは 53%の減少だった。

表 4 - 3.16 輸出先別丸太輸出量 (m³) と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
インド	1,184,670	932,913	858,665	799,850	541,615	487,292	570,944	467,255	400,737	307,316
インドネシア	875,141	166,864	1,128,392	203,075	695,654	133,312	558,490	123,706	413,805	98,785
台湾	173,371	142,845	93,946	84,201	98,650	89,523	72,824	63,681	62,406	50,654
ベトナム	135,251	87,675	81,273	56,727	36,163	21,591	27,572	18,435	17,181	12,412
日本	53,499	47,147	40,543	40,456	33,970	31,928	38,784	33,550	23,353	18,057
中国	18,228	12,715	24,958	17,192	11,439	7,951	17,320	12,499	4,234	2,735
韓国	15,629	10,906	10,474	6,535	1,253	1,851	4,200	3,091	3,445	2,886
合計	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

製材品

サラワク州からの製材品輸出量はフィリピン（2020年の総輸出量26万m³の26%）、中東／イエメン（23%）、タイ（13%）、台湾（13%）向けが多い（表4-3.17）。2020年の日本向け輸出量のシェアは3%に過ぎない。2016年は19,346m³であったが、2020年は8,748m³（3%）まで減少した。

表 4 - 3.17 輸出先別製材品輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
フィリピン	170,261	226,898	172,502	254,785	122,642	220,442	76,483	145,924	66,840	97,042
中東	135,939	257,104	114,350	217,254	92,009	182,077	98,297	189,789	-	-
タイ	72,276	87,272	84,221	108,609	49,451	66,951	49,392	70,517	32,318	42,493
台湾	54,183	59,896	53,980	69,768	44,144	76,518	37,691	67,386	34,318	59,792
韓国	25,273	41,189	20,689	35,820	17,325	30,228	15,357	24,898	10,808	17,538
日本	19,346	41,539	17,086	39,564	14,573	34,071	11,761	29,742	8,748	22,061
スリランカ	10,949	19,813	5,813	12,527	5,059	10,677	2,505	4,626	3,138	6,855
中国	10,172	11,577	16,366	19,995	12,463	14,681	11,871	17,240	7,197	16,812
シンガポール	7,377	9,284	-	-	-	-	-	-	484	653
南アフリカ	4,424	8,983	-	-	3,759	7,054	3,763	7,841	1,284	2,133
インド	-	-	9,559	17,197	4,678	8,211	-	-	1,579	3,612
モルディブ	-	-	3,724	9,047	-	-	3,497	13,100	399	978
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	60,291	123,718
その他	11,890	22,591	12,222	18,764	9,003	22,047	6,489	11,838	-	-
合計	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,688

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

合板

前述のようにサラワク州からの木材・木材製品の中で輸出金額がもっとも多いものは合板であるが、その最大の輸出先は一貫して日本であり、2020年においても総輸出量の65%、総輸出金額の69%は日本向けであった（表4-3.18）。その輸出量は2016年の967,167m³から2020年の676,037m³まで30%減少したが、総輸出量の減少（40%）よりは少なく、日本向けの輸出割合は増加している。日本以外では、中東／イエメン（2020年総輸出量の11%）、台湾（8%）、韓国（7%）などが主要な輸出先となっている。

表 4 - 3.18 輸出先別合板輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
日本	967,167	1,761,111	1,051,262	2,096,187	990,413	2,171,796	733,051	1,590,420	676,037	1,364,538
中東	221,314	316,954	181,172	280,340	124,944	199,965	138,137	220,416	-	-
韓国	210,137	318,457	231,437	391,219	123,168	260,769	86,451	144,391	69,636	114,896
台湾	142,019	217,715	128,191	207,497	75,487	134,167	85,072	134,567	87,063	130,937
香港	33,209	59,685	25,406	47,412	9,204	19,954	11,339	21,182	12,311	22,859
中国	24,635	44,933	26,193	48,509	15,058	31,495	7,216	14,081	4,736	9,168
フィリピン	17,889	36,322	-	-	-	-	-	-	3,428	7,554
オーストラリア	17,736	42,863	14,440	36,107	12,309	31,484	11,527	29,320	11,972	29,489
ブルネイ	11,831	19,199	9,444	15,640	-	-	9,956	15,977	7,260	10,450
タイ	10,393	19,777	-	-	-	-	7,426	16,302	6,517	13,112
米国	-	-	22,578	46,355	27,690	77,013	-	-	10,246	24,124
インド	-	-	14,724	35,946	11,407	29,728	10,694	26,786	7,316	15,627
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	111,564	170,916
その他	50,371	99,289	37,401	78,739	36,329	67,094	21,774	50,421	3,307	7,043
合計	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,089	1,964,658

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

単板

単板の主要な輸出先は韓国と台湾であり、2020年の総輸出量3万m³のうち、韓国向けは32%、台湾向けは31%を占めた（表4-3.19）。ただしこの両国向け輸出量は2006年～2020年の期間で大きく減少した。一方日本向け輸出量はほとんど変化がなく、2020年の輸出量は総輸出量の14%を占めた。

表 4 - 3.19 輸出先別単板輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
台湾	65,784	84,379	48,448	62,629	30,592	45,928	36,718	44,314	10,947	13,473
韓国	62,526	97,484	53,854	87,076	42,597	75,201	13,344	21,785	11,057	16,096
日本	4,997	11,141	4,414	10,069	5,181	12,343	3,908	9,081	5,009	9,997
中国	4,699	5,695	6,020	7,773	9,835	14,612	6,418	8,804	3,449	4,242
オーストラリア	1,746	5,351	1,465	5,495	-	-	641	2,186	252	719
フィリピン	620	1,234	1,711	2,106	3,218	3,500	7,541	7,301	4,177	4,055
その他	33	45	269	77	728	2646	97	183	21	47
合計	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

ラミネートボードおよびフローリング

サラワク州からのラミネートボードおよびフローリングの最大の輸出先は米国で、2020年には総輸出量 5,828m³ の 42%を占めた（表 4-3.20）。他の主な輸出先はベトナム（22%）、台湾（19%）であった。

表 4 - 3.20 輸出先別ラミネートボードおよびフローリング輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
米国	4,377	19,777	4,201	18,624	4,938	20,696	6,816	30,900	2,459	10,739
ベトナム	2,596	9,195	2,809	10,925	3,387	11,748	1,565	5,349	1,256	4,567
台湾	1,231	3,081	1,315	3,350	976	2,847	1,096	3,283	1,099	2,688
韓国	822	1,639	354	857	127	306	120	277	360	921
インドネシア	416	982	667	1,951	371	1,203	174	635	115	400
ブルネイ	163	652	255	845	172	668	82	354	14	54
中東	91	226	115	235	143	361	140	446	-	-
カナダ	56	230	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	52	195	-	-	-	-	-	-	25	46
その他	29	54	334	1405	634	2199	284	1024	410.85	1362
合計	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,037

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

モールディング

サラワク州からのモールディングの主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量 5,828m³ の 38%を占めた（表 4-3.21）。しかしその割合は 2016 年の 76%よりは大きく減少しており、中国、韓国向け輸出量が大きくなった。

表 4-3. 21 輸出先別モールディング輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	3,435	8,025	3,432	8,354	3,512	7,884	2,752	6,241	2,118	5,069
韓国	601	1,472	435	1,085	4,089	7,548	2,844	6,425	1,849	4,124
オーストラリア	146	599	101	408	-	-	120	510	94	343
米国	122	159	305	869	117	278	-	-	-	-
台湾	89	334	52	94	361	555	178	294	274	453
南アフリカ	44	138	120	388	206	795	109	427	49	228
シンガポール	43	77	-	-	-	-	-	-	22	58
モルディブ	20	37	-	-	120	542	35	155	15	56
セーシェル	5	17	-	-	-	-	-	-	36	113
ブルネイ	5	23	-	-	-	-	-	-	907	10
中国	-	-	1,286	1,282	2,733	2,687	920	1,269	163	283
その他	3	28	25	99	140	525	333	1,315	43	157
合計	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,568	10,894

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

繊維板

サラワク州からの繊維板の主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量18万m³の78%を占めた(表4-3.22)。その量も年間13~15万m³で変動が少なかった。他の主要な輸出先はフィリピン(11%)、インドネシア(4%)、ベトナム(4%)などであった。

表4-3.22 輸出先別繊維板輸出量(m³)と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
日本	130,690	240,097	135,985	244,796	145,601	250,370	150,316	285,254	135,558	239,322
フィリピン	12,470	16,698	12,418	18,945	20,555	37,717	16,431	29,239	18,840	32,740
インドネシア	6,804	10,635	7,857	12,364	8,382	11,840	9,890	14,104	7,279	10,143
ベトナム	6,787	13,152	6,395	12,418	6,047	12,148	5,324	11,356	6,410	11,952
韓国	3,888	7,270	4,596	8,382	2,633	4,565	2,313	4,504	2,403	3,947
台湾	3,802	7,276	2,649	4,762	2,590	4,827	2,965	5,148	3,973	6,521
インド	2,114	1,172	1,734	2,159	592	793	929	918	136	168
ブルネイ	395	271	97	96	-	-	-	-	271	286
EU	324	904	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	166	252	-	-	-	-	-	-	1,309	1,280
パキスタン	-	-	1,291	2,763	-	-	-	-	-	-
その他	65	100	601	1,533	242	194	1	1	3	9
合計	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,183	306,360

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

パーティクルボード

サラワク州からのパーティクルボードの主要な輸出先はインドネシア（2020年輸出量は総輸出量の34%）、ベトナム（26%）、韓国（16%）、フィリピン（15%）などであった（表4-3.23）。2020年の日本向け輸出量は2,511m³で、全輸出量の9%を占め、2016年～2020年の期間に大きな変動はなかった。

表 4-3. 23 輸出先別パーティクルボード輸出量（m³）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格								
ベトナム	26,693	16,190	22,494	14,877	16,506	10,217	11,458	7,332	7,093	4,509
インドネシア	16,497	9,661	20,047	13,111	16,014	9,877	16,376	9,643	9,373	6,622
フィリピン	9,902	5,557	7,223	4,515	13,076	9,471	12,896	9,375	4,164	3,230
韓国	9,046	5,634	10,143	7,225	5,486	3,750	3,786	2,524	4,345	2,792
バングラデシュ	5,947	3,410	2,507	1,510	1,006	588	-	-		
インド	5,615	3,062	217	141	-	-	536	231		
日本	1,736	1,040	2,036	1,355	3,711	2,669	3,397	2,454	2,511	1,863
中国	1,132	636	900	598	-	-	-	-	36	28
スリランカ	862	491	-	-	-	-	-	-		
ブルネイ	653	327	343	207	-	-	-	-		
その他	430	239	396	242	72	52	15	15	110	70
合計	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

4-3-6 付属資料

付属資料1 サラワク森林局からのサラワク木材合法性保証システム (STLVS) 原則 1~4 遵守の
の認証



独立した監査機関（Global Forestry Service 社）による第三者監査に基づいて発行されたもの。
この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性
を示すものではないことに注意が必要。

付属資料 2 サラワク木材産業開発公社（STIDC）からのサラワク木材合法性保証システム（STLVS）原則 5～6 遵守の認証

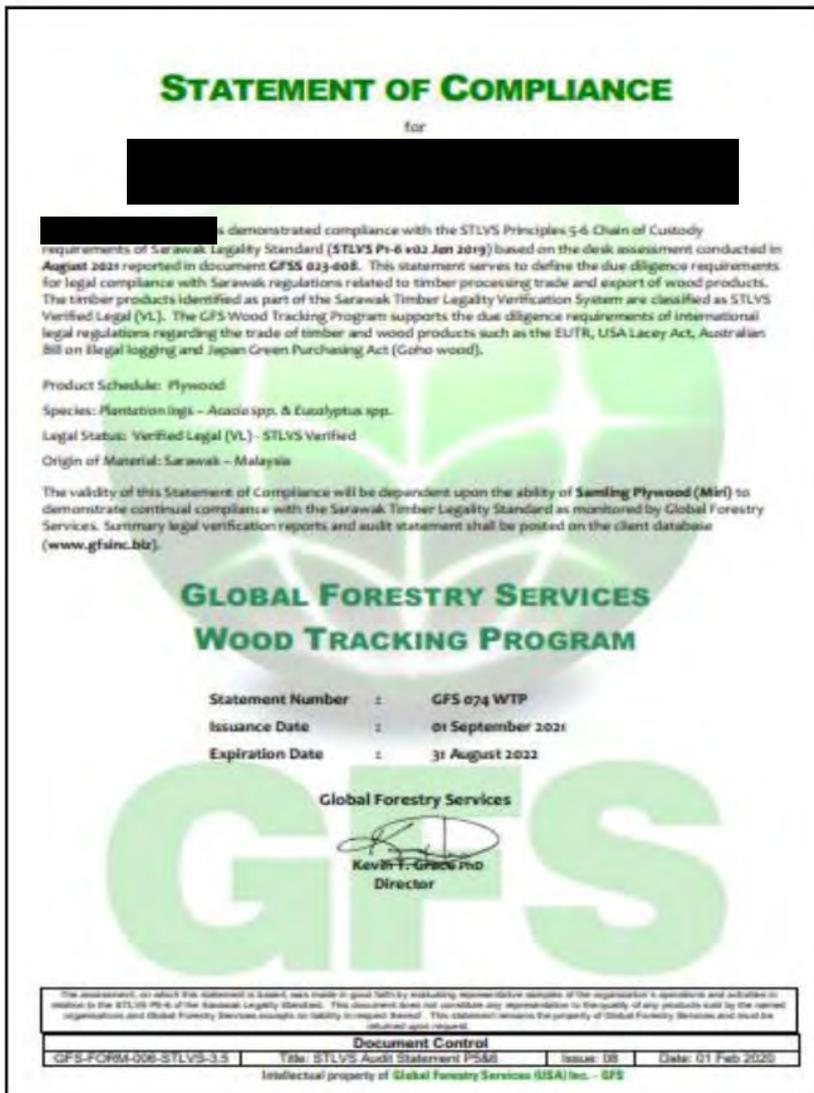
The image shows a 'STLVS Certificate of Compliance' form. The form is titled 'STLVS Certificate of Compliance For Principle 5 (Mill Operations) & Principle 6 (Trade & Customs)'. It features the logos of the Sarawak Government and PUSAKA. The text on the form reads: 'This is to certify that [redacted] Sarawak, Malaysia Has been audited and demonstrated compliance to the standard requirements of the Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS), based on the assessment conducted by [redacted] on [redacted] reported in Document [redacted]'. Below this, there is a table with the following entries: Certificate No. : STIDC/STLVS/P5P6/, Mill License (where applicable) : [redacted], Date Issued : [redacted], Expiry of Certificate : [redacted], Location : [redacted]. At the bottom, it says 'Serial No. : 0001' and 'GENERAL MANAGER SARAWAK TIMBER INDUSTRY DEVELOPMENT CORPORATION'. Three red arrows point from text boxes on the right to specific fields: the first points to the name and address field, the second points to the auditor's name and report number field, and the third points to the mill license number field.

認証事業者名、住所
第三者監査機関の名称、監査報告番号
木材加工工場ライセンス番号

第三者監査機関の監査報告

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。

付属資料3 第三者監査機関である Global Foresry Service 社からの STLVS 原則 1-6 の遵守証明書



この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。


**SIRIM
QAS
INTERNATIONAL**

STATEMENT OF COMPLIANCE

SIRIM QAS International Sdn. Bhd. hereby issues a statement of compliance that



has implemented the requirements complying with

**STANDARD FOR VERIFICATION OF FOREST MANAGEMENT,
MILL OPERATIONS, TRADE & CUSTOMS
STLVS PRINCIPLES 5 - 6 DATED 29 JANUARY 2019 (VERSION 02)**

Scope:

**1) PURCHASE OF STLVS VERIFIED LOGS;
2) MANUFACTURE AND SALES OF STLVS VERIFIED FLOOR BASE, STRUCTURAL
PANEL, CONCRETE PANEL, COATED PANEL AND STELUNA COATED PANEL
USING STLVS VERIFIED LOGS.**

Issue Date	18 March 2019
Validity Period	18 March 2019 – 17 March 2020
Certification No.	SIRIM - STLVS 0001

SIRIMQASINTERNATIONAL SDN. BHD.
(Sdn. No. 419334-K)
1, Pilekman Gawi Mansion
Bekoh 3, Blok Sungai Puteh
40100 Shah Alam
Selangor Darul Ehsan
MALAYSIA
Tel: 03-55148400
Fax: 03-55121938
100 JALAN 99/100/100/100/100


Mohd Azanuddin Salleh
Managing Director
SIRIM QAS International Sdn Bhd

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。